

## 第2章 第3次行動計画の基本的な考え方

第3次行動計画では、第2次行動計画に引き続いて、条例の基本理念6項目を計画の基本理念とします。

また、第3次行動計画では、第1次行動計画、第2次行動計画の成果を踏まえ、計画全体の見直しを図ります。

そして、市民に分かりやすく身近な男女共同参画行動計画とすることが大切であると考え、原点である「一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会」を着実に実現していくため、現在、私たちのまちに必要な取り組むべき方向性を次のように考えました。

「市民一人ひとりが、お互いを尊重し、認めあうまち」

⇒ **認めあうまち**



「多様な人材の参画により、活気と活力にあふれるまち」

⇒ **活力あるまち**



「誰もが、いつでも、安心して暮らすことができるまち」

⇒ **安心できるまち**



これらを静岡市が進める第3次行動計画の基本的な方向性として、8年後の目指すべき姿を描き、計画には10の基本的な目標を掲げ、取り組んでいきます。

## 1 計画の基本理念

静岡市では、条例第3条から第8条において、本市における男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

第3次行動計画では、第2次行動計画に引き続いて、この条例の基本理念を計画の基本理念とします。

<基本理念>

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- (5) 世界的視野の下での男女共同参画
- (6) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮



一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

## 2 計画において目指す姿

「ベストバランスで、男女がともにいきいきと輝くまち しずおか」

※「ベストバランス」は、以下の2点を意味しています。

- ①すべての組織や団体が、偏ることなく人それぞれの性において、バランスよく構成されている様子
- ②それぞれの生活において、仕事と家庭・地域活動との調和がとれている状態



### 3 重点目標

本計画では、「認めあうまち」「活力あるまち」「安心できるまち」という3つのまちを目指す中で、本市の男女共同参画の推進に大きなけん引力として考えられる以下のテーマについて、第3次行動計画で特に積極的な取組を進めていきます。

「認めあうまち」 ⇒ 「男性にとっての男女共同参画」

「活力あるまち」 ⇒ 「女性の参画拡大」「ワーク・ライフ・バランスの推進」

「安心できるまち」 ⇒ 「DVの根絶」

このことから、第3次行動計画における基本目標のうち、以下の4つの目標について重点的に推進すべき重点目標とします。

- (1) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (2) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進
- (3) 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 男女間のあらゆる暴力の根絶

### 4 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

ただし、第3次行動計画の推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間年である平成30年度（2018年度）に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

## 5 計画の位置づけ

本計画は、条例第16条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される市町村の基本的な計画です。

また男女共同参画は、「第3次静岡市総合計画」の各分野の政策・施策を推進するための視点「市民自治」に位置づけられており、本計画の実施により「シチズンシップ」が発揮される「市民主体のまちづくり」を推進していきます。

